

入 札 仕 様 書

1 取組主体

取組主体は、政府と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者（以下「売渡人」という。）とする。

2 買入れの対象とする備蓄米

買入れの対象とする米穀は、売渡人が、備蓄米の生産者又は集荷業者から、直接買入れたもの又は買入れの委託を受けたものであって、次に掲げる区分に該当するもの（以下「備蓄米」という。）に限る。

(1) A区分

農産物検査により農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）第 1 の 2 の（3）ハ（イ）の等級の証明を受けた米穀であって、別記 1 - 1 の要件を満たすもの（以下「A区分米穀」という。）

(2) B区分

別記 1 - 3 に従い電気水分計及び穀粒判別器（以下「分析機器」という。）により測定した米穀であって、別記 1 - 2 の要件を満たすもの（以下「B区分米穀」という。）

3 B区分米穀の申込み、決定方法等

(1) B区分米穀の引渡申込み

売渡人は、B区分米穀の引渡しをする場合は、10 トン以上であって、500 トンを上限として落札数量の範囲内で、B区分米穀の引渡申込書（別記 1 - 4）により、農産局長に令和 8 年 8 月 31 日までに提出することとする。

(2) B区分米穀の数量決定方法

ア 農産局長は、(1)のB区分米穀の引渡申込書が提出された後、契約単価が低価の申込みから順次、B区分米穀による政府買入数量の上限（2,500 トン）に達するまで決定する。

イ 農産局長は、契約単価が同価の申込みをした者が 2 人以上ある場合は、契約数量の多い者を先順位として決定する。

ウ 農産局長は、契約単価が同価、契約数量が同数量の申込みをした者が 2 人以上ある場合は、くじで先順位として決定する。

エ 農産局長は、最後の順位となる売渡人の決定数量が 10 トン未満となる場合は、当該売渡人の決定数量を 10 トンとする。

(3) B区分米穀の数量決定通知

農産局長は、(2)により決定した数量を、売渡人に速やかに通知するものとする。

(4) 再度申込み

農産局長は、(2)により決定した数量が2,500トンに達しない場合は、再度申込みを受け付ける。この場合、農産局長がその旨を全ての売渡人に通知する。申込みを希望する売渡人は、B区分米穀の引渡申込書により、農産局長に令和8年11月30日までに報告する。再度申込みがあった場合の手続については、(2)及び(3)の規定を準用する。

(5) その他

売渡人は、(3)の通知を受けた後、分析機器の故障その他やむを得ない理由によりB区分米穀を引渡すことができない場合は、農産局長と協議する。

4 備蓄米の引渡予定数量、面積の報告等

売渡人は、落札に係る備蓄米の地域農業再生協議会の区域ごとの引渡予定数量、単収及び生産予定面積を地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書（別記3。以下「予定面積等報告書」という。）に取りまとめ、令和8年8月20日までに当該地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。

この際、予定面積等報告書の引渡予定数量は30キログラム単位とし、令和8年産備蓄米政府買入契約書第2条の契約数量（以下「契約数量」という。）と予定面積等報告書の引渡予定数量の合計の100キログラム単位を四捨五入した数量がトン単位で一致するよう調整する。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、当該地域農業再生協議会が所在する区域を管轄する地方参事官を経由して行うことができる。

5 備蓄米の引渡しに係る条件

(1) 引渡数量の算定

売渡人は、生産者又は集荷業者から、直接買い入れた又は買入れの委託を受けた備蓄米の数量に応じ、次により引渡数量を算定するものとする。

なお、引渡し後に引渡数量の変更はできない。

ア 売渡人が、4の予定面積等報告書により報告した引渡予定数量（トン）を引渡数量とする。

ただし、(3)の地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書（別記4。以下「面積等報告書」という。）の出荷契約数量の合計（100キログラム単位を

四捨五入して得られた数量（トン））が引渡予定数量のマイナス5パーセントまでの範囲内であれば、当該合計を引渡数量とすることもできる。

イ 作柄変動が生じた場合、備蓄米の生産者（以下「備蓄米生産者」という。）の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合又は自然災害等により減収した場合にあっては、以下の方法により、面積等報告書の変更後出荷契約数量の合計（100キログラム単位を四捨五入して得られた数量（トン））を引渡数量とすることができる。

(ア) 作柄変動が生じた場合の変更

農林水産統計の令和8年10月25日現在における当該都道府県又は作柄表示地帯別の1.70ミリメートルベース又は農家等が使用しているふるい目幅ベースの単収を用いて、以下の計算式に基づき算出した数量と、当該地域農業再生協議会の引渡予定数量又は出荷契約数量との間の任意の数量とする。

$$\frac{\text{当該地域農業再生協議会の引渡予定数量又は出荷契約数量} \times \text{当該都道府県又は作柄表示地帯の単収}}{\text{当該都道府県又は作柄表示地帯の平年単収}}$$

(イ) 備蓄米生産者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合の変更

$$\frac{\text{当該備蓄米生産者の引渡予定数量又は出荷契約数量} \times \text{当該備蓄米生産者の実単収}}{\text{当該備蓄米生産者の当初の単収}}$$

(注1) 当該備蓄米生産者の実単収＝当該備蓄米生産者の全収穫量／全作付面積

(注2) 当該備蓄米生産者の当初の単収は、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の別添1により当該備蓄米生産者が地域農業再生協議会から通知を受けた単収

(ウ) 自然災害等により減収した場合の変更

$$\frac{\text{当該備蓄米生産者の引渡予定数量又は出荷契約数量} - \text{備蓄米生産予定面積} \times \text{全ての水稻作付面積} \times \text{減収量}}$$

(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量であること。

(2) 地域農業再生協議会別出荷契約数量の端数調整

地域農業再生協議会別出荷契約数量は、30キログラム換算個単位に調整することができることとし、その際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨て

により整理する。ただし、切り捨てにより当該備蓄米生産者の出荷契約数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

(3) 地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等の報告

売渡人は、面積等報告書を米穀の引渡しがなされる日（以下「引渡日」という。）の5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）前までに地方農政局長等に提出する。

その際、当該報告書に記載する引渡数量の算定は、(1)及び(2)に基づき算出するものとする。

なお、地方農政局長等への提出に当たっては、当該地域農業再生協議会が所在する区域を管轄する地方参事官を経由して行うことができる。

ただし、次に掲げる場合は提出を省略できるものとする。

ア 引渡数量が引渡予定数量と変わらない場合

イ 変更が(1)のアのただし書に規定する場合及びイの(ア)の都道府県別作柄概況に基づく変更の場合

(4) 契約単価

ア A区分米穀

(ア) 備蓄米の等級が1等であるときは、落札価格とする。

(イ) 備蓄米の等級が2等であるときは、落札価格から60キログラム当たり300円を控除した額を契約単価とする。

(ウ) 備蓄米の等級が3等であるときは、落札価格から60キログラム当たり1,300円を控除した額を契約単価とする。

イ B区分米穀

落札価格から60キログラム当たり70円を控除した額を契約単価とする。

(5) 引渡しの申込み

売渡人は、(1)から(3)までを踏まえて、引渡日の5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）前までに、売渡申込資格の審査を申請する際に提出した資格審査申請書に記載した住所を管轄する地方農政局長等を経由して農産局長に備蓄米引渡申込書（別記5-1又は別記5-2）及び備蓄米の引渡数量等確認書（別記6-1又は別記6-2）を提出する。なお、備蓄米引渡申込書（別記5-1又は別記5-2）については、政府所有米麦情報管理システム（以下「米麦システム」という。）により提出とすることを原則とする。ただし、電子計算機、インターネットその他米麦システムを利用する環境が整備されていない売渡人にとってはこの限りでない。

また、売渡人がその他紙袋又はフレキシブルコンテナにより備蓄米を引き渡す

場合は、備蓄米の政府買入に係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書（別記7）を併せて提出する。

なお、売渡人は、B区分米穀を引き渡す場合は備蓄米に関する誓約書（別記8）を、第三者に試料の採取、測定等を委託する場合は備蓄米の試料の採取、測定等に関する誓約書（別記9）を、それぞれ併せて提出する。

(6) 引渡場所

売渡人は、令和8年度に政府と政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務に係る契約を締結した民間事業者（以下「受託事業者」という。）が売渡人と協議した上で選定する倉庫において、備蓄米を引き渡すこと。

(7) 引渡しに係るロット構成

売渡人は、産地及び品種を同じくする米穀により、A区分米穀の場合は50トン以上、B区分米穀の場合は10トン以上の最小引渡数量（都道府県別優先枠等の買入枠により契約数量が最小引渡数量未満の場合は、当該契約数量。また、(1)の規定により引渡数量の算定を行った結果、最小引渡数量を下回る場合は当該算定後の数量。）を満たすロットを構成し、入庫・はい付けされた状態で引き渡すこと。なお、1ロットにつき1倉所（同一人の経営する倉庫の所在する1敷地をいい、道路によって分断されていても1倉所とする。）において引き渡すこととする。ただし、受託事業者と協議した上で2以上の倉所で引き渡すことができるものとする。

また、A区分米穀によるロットで、当該ロットが等級の異なる米穀により構成される場合は、等級による区分が可能な入庫・はい付けされた状態で引き渡すこと。

(8) 検収

売渡人は、備蓄米の引渡しにおいて、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官が行う検収（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認をするために必要な検査をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

なお、B区分米穀については、検収時に国が抽出で行う品位測定方法等の確認に応じなければならない。

また、検収日は、引渡日とする。

(9) 引渡期間及び引渡日

引渡期間は、令和8年9月1日（火）から令和9年3月11日（木）までとし、引渡日は、原則として、引渡期間における各月の1日、11日又は21日のいずれかの日とする。

ただし、当該日が行政機関の休日に当たる場合は行政機関の休日の翌日を引渡

日とする。

なお、令和9年1月4日(月)は引渡日としない。

6 環境関係法令の遵守及び法令遵守以外の事項

(1) 売渡人は、備蓄米の政府買入れの実施に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(2) 売渡人は、備蓄米政府買入れの実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

イ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

買入れの対象とする備蓄米

農産物検査により等級の証明を受けた米穀の場合	
① 銘柄	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす米穀であること。</p> <p>1 農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）第 1 の 2 の (2) イ（ロ）に規定する産地品種銘柄（令和 8 年産米の生産に係る多収品種（別記 1 - 5）を除く。）に設定された主食用米穀であること。</p> <p>2 次に掲げる要件の全てに適合する主食用米穀であること。</p> <p>ア 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律 26 号）第 4 条第 1 項に基づく産地情報について、単一の都道府県名が伝達（容器包装に表示）された米穀であること。</p> <p>イ 農産物規格規程第 1 の 2 の (2) イ（イ）に規定する品種銘柄（令和 8 年産米の生産に係る多収品種（別記 1 - 5）を除く。）に設定された米穀であること。</p>
② 種類及び品位等	<p>ア 農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 3 条の規定に基づく品位等検査を受け、産年、産地、品種、等級（3 等以上に限る。）、包装、量目、荷造り及び水分が証明された令和 8 年産の水稲うるち玄米であること。</p> <p>イ 水分の含有率（農産物検査による水分測定に準じて測定された水分の含有率を含む。以下同じ。）が 15.0 パーセント以下であること。</p>
③ 容器包装の規格	<p>未使用であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「食衛法」という。）第 18 条に基づく容器包装の規格又は基準及び次に掲げる規格のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 農産物規格規程第 1 の 2 の (3) ロ（ハ）に定める規格を満たす紙袋（第四種紙袋及びその他紙袋を除く。）</p> <p>イ 農産物規格規程第 1 の 2 の (3) ロ（ハ）に定めるその他紙袋であって、農産物規格規程第 1 の 2 の (3) ロ（ハ）の第一種紙袋、第二種紙袋及び第三種紙袋と同等以上の強度を有していることを証明したもの</p> <p>ウ 別記 2 に定めるフレキシブルコンテナ</p>

④安全性	<p>ア 腐敗し、有毒な物質が含まれるなど人の健康を損なうおそれがある米穀（食衛法第6条各号に該当するものをいう。）でないこと並びに有毒な物質の含有濃度及び農薬の残留濃度が規格（食衛法第13条に規定するものをいう。）に適合した米穀であること。</p> <p>イ 破袋、容器包装の汚れ等、荷造りに問題のある米穀でないこと。</p> <p>ウ カビ状異物（カビ毒を含む。）の混入、水濡れ、鼠害等により、品質等に問題のある米穀でないこと。</p> <p>エ 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）附則第3条第1号の作付制限区域米穀及び同条第2号の出荷制限区域米穀でないこと。</p>
------	--

分析機器により測定した米穀の場合	
① 種類	<p>令和 8 年産水稻うるち玄米であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）第 1 条の規定に基づく種類の検査を受けた米穀であること。 2 次に掲げる要件の全てに適合する米穀であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 19 条、第 20 条、第 24 条及び第 25 条関係の別表第 24 に基づく名称が表示された米穀であること。 イ 産年が表示された米穀であること。
② 産地及び品種	<p>次に掲げる要件のいずれかを満たす米穀であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）第 1 の 2（2）のイ（ロ）に規定する産地品種銘柄（令和 8 年産米の生産に係る多収品種（別記 1 - 5））を除く。）に設定された主食用米穀であること。 2 次のアが伝達され、イが証明された主食用米穀であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律 26 号）第 4 条第 1 項に基づく産地情報について、単一の都道府県名が伝達（容器包装に表示）された米穀であること。 イ 農産物規格規程第 1 の 2 の（2）イ（イ）に規定する品種銘柄（令和 8 年産米の生産に係る多収品種（別記 1 - 5））を除く。）に設定された米穀であること。 3 次に掲げる要件の全てに適合する主食用米穀であること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 4 条第 1 項に基づく産地情報について、単一の都道府県名が伝達（容器包装に表示）された米穀であること。 イ 主食用の単一の品種名（令和 8 年産米の生産に係る多収品種（別記 1 - 5））を除く。）が伝達（容器包装に表示）された米穀であること。
③ふるい目幅	1.80 ミリメートル以上のふるい目幅で選別された米穀であること。

<p>④品位</p>	<p>目視により以下のエからカまでに該当していることを確認した後、アからウまでの要件を満たすことが確認された米穀であること。</p> <p>ア 電気水分計で測定した水分の含有率が 15.0 パーセント以下であること。</p> <p>イ 穀粒判別器で測定した被害粒計（死米（青死米及び白死米）、着色粒、胴割粒及び砕粒の合計）の混入割合（重量比）が 4.0 パーセント以下であること。</p> <p>ウ 穀粒判別器で測定した白未熟粒（死米を除いた成熟していない粒であって、乳白粒、心白粒、基部未熟粒、腹白未熟粒及び背白粒の合計）の混入割合（重量比）が 7.0 パーセント以下であること。</p> <p>エ 異種穀粒及び異物の合計の混入割合が 1 パーセント以下であること。</p> <p>オ 石及び土砂、ガラス片並びに金属片及びプラスチック片が混入していない米穀であること。</p> <p>カ 油煙、米穀の臭い以外の臭い及び稲こうじ病菌、イネ墨黒穂病菌等の損傷を受けていることが確認されたものでないこと。</p>
<p>⑤容器包装の規格</p>	<p>未使用であり、食衛法第 18 条に基づく容器包装の規格又は基準及び次に掲げる規格のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 農産物規格規程第 1 の 2 の (3) ロ (ハ) に定める規格を満たす紙袋（第四種紙袋及びその他紙袋を除く。）</p> <p>イ 別記 2 に定めるフレキシブルコンテナ</p>
<p>⑥安全性</p>	<p>別記 1 - 1 の④と同じ。</p>

分析機器による測定方法等

1 使用する分析機器

農産局長が指定する電気水分計及び穀粒判別器とする。

2 試料の採取方法

(1) 紙袋により包装された国内産農産物から試料を採取する場合

標準抽出方法（平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 443 号）に準じて抽出したものについて、全て混合した後、農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）別紙 4 の I の第 1 の 5 に準じて、分析機器で測定可能な重量となるまで調製する。

(2) フレキシブルコンテナにより包装された国内産農産物から試料を採取する場合

標準抽出方法に準じて抽出したものについて、基本要領別紙 4 の I の第 1 の 5 に準じて、分析機器で測定可能な重量となるまで調製する。

3 試料の測定方法

(1) 水分

標準計測方法（平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 332 号）第 2 の 1 の（2）及び基本要領別紙 4 の I の第 2 の 1 の（2）に準じて、1 の電気水分計を用いて測定する。

(2) 死米、着色粒、胴割粒及び砕粒

標準計測方法第 2 の 5 及び基本要領別紙 4 の I の第 2 の 5 に準じて、1 の穀粒判別器を用いて測定する。

(3) 白未熟粒

標準計測方法第 2 の 5 及び基本要領別紙 4 の I の第 2 の 5 に準じて、1 の穀粒判別器を用いて測定する。

4 試料の採取及び測定作業等の委託

売渡人は、測定に用いる試料の採取及び測定作業等を第三者に委託することができる。

5 記録及び試料の保存

売渡人又は売渡人から試料の採取及び測定作業等の委託を受けた第三者（以下「売渡人等」という。）は、

- ① 試料の採取方法及び測定方法等の作業状況に関する記録を作成し、その作成日から 5 年間保存するものとする。
- ② 売渡人等は、測定の残余試料の最低 20 グラムを、国の検収日から 1 年間摂氏 15 度以下で適切に保存する。

別記 1 - 4
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(売渡人)
住所
氏名

B 区分米穀の引渡申込書

入札仕様書 3 の(1)の規定に基づき、分析機器により測定した米穀（B 区分米穀）の引渡しを下記のとおり申し込みます。

記

契約 番号	引渡申込数量 (トン)	機器メーカー	型番	メーカー等 の点検日

※ メーカー等の点検の結果、精度を満たしている旨の証明書(原則 1 年以内のもの)を添付すること。

令和 8 年産米の生産に係る多収品種

1 多収品種

国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された以下の品種

あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸 193 号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば（令和 7 年 3 月現在）

2 都道府県知事特認品種

次のア及びイのいずれにも該当する品種のうち、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるもの

ア 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種

イ 国内の流通量に照らして主要ではない品種であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されておらず、かつ、主に加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種

(イ) 当該申請を行った都道府県内において、農産物規格規程に規定する産地品種銘柄に設定されており、かつ、概ね全量が加工用米及び新規需要米の用途向けとして生産されている品種

3 コシヒカリ環 1 号の交雑品種

コシヒカリ環 1 号に 1 又は 2 の多収品種を戻し交雑させて育成した品種

4 多収品種の特定時期

令和 8 年産備蓄米政府買入契約に係る、1 の多収品種及び 2 の都道府県知事特認品種の特定については、当該契約の契約締結時までとする。

フレキシブルコンテナの標準規格等

備蓄米の政府買入に用いるフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）については、次に定める標準規格及び安全性の基準に適合するもののほか、フレコンの利用率拡大の観点から農産局長が特に必要と認めたものに限るものとする。

1 標準規格

下表によるほか、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく日本産業規格による。

なお、下記の本体の寸法と異なるフレコンについては、売渡人は、備蓄米の引渡しに用いるフレコンの寸法について受託事業者と協議し、保管、運送等業務の実施において支障がない場合、使用することができる。

形 状	角 形	
本体の寸法	縦 横 高さ	900 ミリメートル 900 ミリメートル 1,300 ミリメートル
本体の仕様	材 質	ポリプロピレン(PP1500d)
	打込本数	1 インチ 15×15 以上
設計積重ね段数		4 段
量 目	960、1,020、又は 1,080 キログラム	

(注) 1 打込本数とは、1 インチ四方に織り込まれている縦糸と横糸の本数をいう。

2 設計積重ね段数とは、同じ最大充てん質量のフレコンを、そのフレコンの上に積み重ねることができる設計上の段数をいう。

2 安全性の基準

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条の規定による容器包装の規格又は基準による。

年 月 日

農林水産省農産局長

地方農政局長

北海道農政事務所長

内閣府沖縄総合事務局長

地域農業再生協議会の代表者

殿
殿

売渡人

住 所

氏 名

電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書

(令和8年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を、下記のとおり提出します。

記

契約番号：8内米買契第 号

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (㎡)	引渡予定数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

(注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。

(注2) 引渡予定数量の合計は、契約数量とトン単位で一致すること。

(注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。

(注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

農林水産省農産局長
 地方農政局長
 北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長

殿

売渡人
 住 所
 氏 名
 電 話

地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(令和8年産)

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第5の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

契約番号：8内米買契第 号

地域農業再生協議会	種類	当初引渡 予定数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ※1	生産 面積 (㎡) ② ※1	出荷 契約 数量 (玄米kg) ③	引渡数量の変更 ※2			変更後出荷 契約数量 (玄米kg) ⑦ ※3	⑦を30kg換算 個単位に調整す る場合の変更後 出荷契約数量 (玄米kg) ⑧ ※4	引渡数量 (玄米kg) ⑨
						A: 県別地帯別作 柄概況により数量 変更を行った場合 補正率 ④	B: 自然災害等により減収				
							全ての水稻 作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥			
計	—		—	—		—	—	—			
計(t)	—		—	—		—	—	—			

(※1) 別紙様式第5-1号の地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(令和8年産)と整合すること。

(※2) 出荷契約数量を変更する場合は、A又はBのいずれかを選択し、必要事項を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行う場合にあっては、全収穫量や減収量が確認できる書類を添付すること。

(※3) 変更を行わない場合は③を、Aを選択した場合は③×④と③の間の任意の数値を、Bを選択した場合は③-②/⑤×⑥を記入すること。また、全収穫量が把握できた場合の変更を行った場合においては変更後の数量を記入すること。

(※4) 30kg換算個単位に調整した際に生ずる端数については、切り上げ又は切り捨てにより整理すること。ただし、切り捨てにより当該農業者の出荷数量が零となる場合は、切り上げによる端数の整理のみ選択できることとする。

(注1) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)

(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

備蓄米引渡申込書

(A区分米穀)

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住所 (法人にあっては、名称及び
氏名 代表者の氏名)

令和8年産備蓄米政府買入契約書(8内米買契第 号)第2条に係る下記の備蓄米について、同契約書第5条の規定に基づき引渡しを申し込みます。
記

種 類	水稻うるち玄米	産年	8	引渡(検収)希望日	
-----	---------	----	---	-----------	--

引渡場所			産 地	品 種	包装の種類	量目 (kg)	数量 (個数及び実kg)		数量の等級別内訳 (実kg)			備 考
保管業者名	倉所所在地	倉所名					個数	実kg (量目×個数)	1等	2等	3等	
合 計												

- ※1 「産年」、「産地」及び「品種」欄には、確認対象となる米穀に係る農産物検査証明書に記載された産年、産地及び品種をそれぞれ記載すること。
- ※2 「包装の種類」欄には、その種類に応じて「紙袋」又は「フレコン」を記載すること。
- ※3 「数量」欄には、包装の種類ごとの個数及び量目に個数を乗じた実キログラムを記載すること。
- ※4 「数量の等級別内訳」欄については、確認対象となる米穀に係る農産物検査証明書に記載された等級ごとの数量を記載すること。
- ※5 「引渡(検収)希望日」欄については、1ヶ月を10日間毎に区分した期間の初日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日の場合は翌日)を記載すること。

備蓄米引渡申込書
(B区分米穀)

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住所氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和8年産備蓄米政府買入契約書(8内米買契第 号)第2条に係る下記の備蓄米について、同契約書第5条の規定に基づき引渡しを申し込みます。
出荷する備蓄米は、入札仕様書の2(2)のB区分米穀の要件を満たした米穀です(別添)。

記

種 類		水稲うるち玄米		産年		8		引渡(検収)希望日				
引渡場所			産 地	品 種	包装の 種類	量目 (kg)	数量 (個数及び実kg)		品位(%)			備考
保管業者名	倉所所在地	倉所名					個数	実kg (量目× 個数)	水分 測定 結果	被害粒計	白未熟粒	
合 計												

※1 「産年」、「産地」及び「品種」欄には、確認対象となる米穀に記載された産年、産地及び品種をそれぞれ記載すること。

※2 「包装の種類」欄には、その種類に応じて「紙袋」又は「フレコン」を記載すること。

※3 「数量」欄には、包装の種類ごとの個数及び量目に個数を乗じた実キログラムを記載すること。

※4 「品位」欄には、電気水分計及び穀粒判別器で測定した結果(被害粒計にあつては、死米、着色粒、胴割粒及び砕粒の合計)の平均値を小数点以下第1位まで算出記載し、別添で測定結果の写し(内訳)を添付すること。

※5 「引渡(検収)希望日」欄については、1ヶ月を10日間毎に区分した期間の初日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日の場合は翌日)を記載すること。

備蓄米の引渡数量等確認書
(A区分米穀)

〇〇〇〇 (売渡人名) 殿

(売渡人から委託を受けた第三者等)
住 所
名称及び
代表者名

貴殿が政府に引き渡すこととなる備蓄米の数量等について、下記のとおりであることを確認しました。

記

契約番号：8内米買契第 号

保管業者名	倉所所在地	倉所名	産年	産地	品 種	包装の 種類	量目 (kg)	数量 (個数及び実kg)		数量の等級別内訳 (実kg)			備考
								個数	実kg (量目×個数)	1等	2等	3等	
合 計													

- ※1 「産年」、「産地」及び「品種」欄には、確認対象となる米穀に係る農産物検査証明書に記載された産年、産地及び品種をそれぞれ記載すること。
- ※2 「包装の種類」には、その種類に応じて「紙袋」又は「フレコン」を記載すること。
- ※3 「数量」欄には、包装の種類ごとの個数及び量目に個数を乗じた実キログラムを記載すること。
- ※4 「数量の等級別内訳」欄については、確認対象となる米穀に係る農産物検査証明書に記載された等級ごとの数量を記載すること。
- ※5 「備考」欄については、確認対象となる米穀に係る水分等を記載すること。

備蓄米の引渡数量等確認書
(B区分米穀)

〇〇〇〇 (売渡人名) 殿

(売渡人から委託を受けた第三者等)
住 所
名称及び
代表者名

貴殿が政府に引き渡すこととなる備蓄米の数量等について、下記のとおりであることを確認しました。

記

契約番号：8内米買契第 号

保管業者名	倉所所在地	倉所名	産年	産地	品 種	包装の 種類	量目 (kg)	数量 (個数及び実kg)		水分 (%)	備考
								個数	実kg (量目×個数)		
合 計											

- ※1 「年産」、「産地」及び「品種」欄には、確認対象となる米穀に記載された産年、産地及び品種をそれぞれ記載すること。
- ※2 「包装の種類」には、その種類に応じて「紙袋」又は「フレコン」を記載すること。
- ※3 「数量」欄には、包装の種類ごとの個数及び量目に個数を乗じた実キログラムを記載すること。
- ※4 「量目」欄については、確認対象となる米穀の量目を記載すること。
- ※5 「水分」欄については、確認対象となる米穀の水分値を記載すること。

備蓄米の政府買入に係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書

令和 8 年産備蓄米政府買入契約書第 6 条の規定に基づき引き渡す米穀の容器包装については、同契約入札仕様書（以下「仕様書」という。）別記 1－1 の③又は別記 1－2 の⑤の規格（以下「規格」という。）を満たすものであることについて、証明資料を添付の上、下記のとおり報告します。

なお、政府に引き渡した後で、規格に適合しないことが明らかになった場合は、貴殿の指示の下、当方の負担で規格に適合した容器包装に詰め替えることを申し添えます。

[対象引渡米穀]

- ① 買入契約番号 : 8 内米買契第〇〇〇号
- ② 備蓄米引渡申込書（別記 5－〇）の申込月日 : 令和〇年〇〇月〇〇日
- ③ 包装の種類及び数量 : その他紙袋又はフレキシブルコンテナ〇〇〇〇個

記

- 1 未使用の容器包装であること。
- 2 食品衛生法第 18 条に基づく容器包装の規格又は基準に適合した容器包装であること（別添資料 1）。
- 3 仕様書（別紙 1）別記 1－1 の③のイに規定するその他紙袋により引渡す場合は、同規定を満たしていること（別添資料 2）。
- 4 仕様書（別紙 1）の別記 1－1 の③のウ又は別記 1－2 の⑤のイ（別記 2）に規定するフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）で引渡す場合は、同規定する規格又は基準に適合したフレコンであること（別添資料 3）。
- 5 上記 4 におけるフレコン仕様の本体の寸法は、受託事業体に説明し確認を受けていること。

令和 年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 殿

売 渡 人
所在地（住所）
名 称
代 表 者 役 職
氏 名

備蓄米に関する誓約書

当社は、令和 8 年産備蓄米 B 区分米穀の引渡しに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 入札仕様書別記 1 - 3 の規定に基づき、試料の採取方法、測定方法等を遵守すること。また、試料の採取及び測定作業の委託等を依頼した者〇者分の誓約書（別記 9）を提出すること。
- 2 試料の採取方法及び測定方法に関する作業記録については 5 年間、試料については国の検収日から 1 年間摂氏 15 度以下で、それぞれ適切に保存すること。
- 3 当社が出荷する備蓄米について、入札仕様書別記 1 - 2 の要件を満たした米穀であること。
- 4 1 から 3 までを遵守しなかった場合は、国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の停止又は取消しについて、異議申立てを行わないこと。

（売渡人）

住 所：

商号又は名称：

代表者役職：

代表者氏名：

備蓄米の試料の採取、測定等に関する誓約書

当社は、令和8年産備蓄米の試料の採取、測定等を行うに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 当該米穀について、入札仕様書別記1－3に基づき、試料の採取方法、測定方法等を遵守すること。
- 2 試料の採取方法及び測定方法に関する作業記録については5年間、試料については国の検収日から1年間摂氏15度以下で、それぞれ適切に保存すること。

(対象米穀)

売 渡 人 ○○○○○○○○
契約番号 8内米買契第○○号
産 地 ○○○産
数 量 ○○トン

(売渡人から委託を受けた者)

住 所：
商号又は名称：
代表者役職：
代表者氏名：

令和8年産備蓄米の政府買入れに係る入札書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

競争参加資格者番号
住所
名称
代表者氏名

下記により、入札公告(別紙を含む。)及び入札説明書記載事項を承知の上、入札します。

記

備蓄米の産地	売渡申込価格 (円/60キログラム、税抜き)	売渡申込数量 (トン)

- (注1) 当該回の入札において都道府県別優先枠の買入予定数量を超えて応札された数量については、一般枠への応札とみなす。
- (注2) 原則として第1回から第3回までの入札においては、都道府県別優先枠及び一般枠を設けることとする。ただし、当該回の入札で都道府県別優先枠が全て落札された場合はこの限りでない。
- (注3) 売渡申込価格は、消費税及び地方消費税を含まない、1等玄米60キログラム当たりの額を右詰めで記載すること。
- (注4) 売渡申込数量欄は、100トン以上(入札公告別記2の1のただし書に該当する場合は当該数量)の数量を右詰めで記載すること。
- (注5) 最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して買入数量を超えるときには、その超える数量については、落札がないものとする。
- (注6) 競争参加資格番号、住所、名称、代表者氏名は資格確認通知書(変更を届け出た場合はその内容を反映)の記載事項と一致していることを確認する。

記載例

年 月 日

令和8産備蓄米の政府買入に係る入札書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

競争参加資格者番号 ○○○○○○
住所 ○○○県○○○市○○町 ○-○
名称 ○○○○
代表者氏名 ○○○○

下記により、入札公告(別紙を含む。)及び入札説明書記載事項を承知の上、入札します。

記

備蓄米の産地	売渡申込価格 (円/60キログラム、税抜き)	売渡申込数量 (トン)
産地名 又は 指定なし	× × × × ×	5 0 0 0

- (注1) 当該回の入札において都道府県別優先枠の買入予定数量を超えて応札された数量については、一般枠への応札とみなす。
- (注2) 原則として第1回から第3回までの入札においては、都道府県別優先枠及び一般枠を設けることとする。ただし、当該回の入札で都道府県別優先枠が全て落札された場合はこの限りでない。
- (注3) 売渡申込価格は、消費税及び地方消費税を含まない、1等玄米60キログラム当たりの額を右詰めで記載すること。
- (注4) 売渡申込数量欄は、100トン以上(入札公告別記2の1のただし書に該当する場合は当該数量)の数量を右詰めで記載すること。
- (注5) 最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して買入数量を超えるときには、その超える数量については、落札がないものとする。
- (注6) 競争参加資格番号、住所、名称、代表者氏名は資格確認通知書(変更を届け出た場合はその内容を反映)の記載事項と一致していることを確認する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

備蓄米の入札参加等に関する委任状

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

[委任者]
競争参加資格者番号
所在地（住所）
名 称
代表者役職
氏 名

私は、下記の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

記

1 委任期間

年 月 日から 年 月 日までの間

（ただし、この委任期間内に締結した契約に係る債務及び約定事項の履行については、この委任期間経過後もなお効力を有するものとする。）

2 委任事項

- 令和8年産備蓄米政府買入契約に関する一切の権限
- 復代理人選任に関する件

[代理人]
所在地（住所）
名 称
代表者役職
氏 名

- 注1 委任事項にある内容は、記載例であり、委任内容に応じて記載すること。
2 代理人が復代理人を選任する場合は、この様式に準じた代理人の委任状を作成すること。

備蓄米の引渡事務等に関する委任状

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〔委任者〕
競争参加資格者番号
所在地（住所）
名 称
代表者役職
氏 名

私は、下記の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

記

1 委任期間

年 月 日から 年 月 日までの間

（ただし、この委任期間内に締結した契約に係る債務及び約定事項の履行については、この委任期間経過後もなお効力を有するものとする。）

2 委任事項

- 令和8年産備蓄米政府買入契約に係る（都道府）県産米穀の引渡しに関する一切の事務
- （都道府）県産米穀に係る売渡代金の請求及び受領並びに過受金等の返納に関する事務

〔代理人〕
所在地（住所）
名 称
代表者役職
氏 名

注 委任事項にある内容は、記載例であり、委任内容に応じて記載すること。